参考様式第5－1号

小　農　農　第　203　号
令　和　6　年　12　月　6　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小山町長

市町村名 （市町村コード）	小山町 (22344)	
地域名 （地域内農業集落名）	用沢 （用沢）	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年8月30日 （2回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は、基盤整備が進んでいるが、中山間地であるため畦畔の草刈りや水管理に労力が費やされている。
また、今後約38%の農地で今後自家耕作されない意向があり、農地の荒廃化が進むおそれがある。その要因として、当地区の主な作物である米の買取価格の低迷や、農業用機械や資材の高騰等の理由により、農業の経営維持が困難となり、離農に繋がっていることが挙げられる。今後、担い手不足や後継者不足の解消が当地区の課題である。
【地域の基礎的データ】
主な作物：水稲・施設園芸作物（いちご等）
【多面的機能交付金活用地区】
用沢原堰水利組合

（2）　地域における農業の将来の在り方

当地区は今後、地域農業を守るため、地域の農業者による組織化や法人化等を行い地域の農地を一体的に管理できる体制づくりを行う。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	71　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	71　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、農業法人や認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・耕作者と耕作地が効率的になるように、農地の集約化を進める。 ・多面的機能支払交付金を活用し、現在の活動範囲を広域に広げることで地域全体で本地区の農地を守る取組みを進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJA、JA協同サービスと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作者がいない農地が発生した場合、JA共同サービス等への農作業の委託の検討や調整を行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①有害鳥獣の駆除の強化や、電気柵の設置を検討する。
③ドローンや水管理システム、水位センサー等のスマート農業の導入を検討する。
⑦法面管理の省力化を図るため、センチピートグラスや芝の導入の検討や、草刈り作業の委託について情報を収集していく。